七の六　削除

［七の七～九の四　略］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を当該合併関係市町村の前年度分の基準税額によつて按分した額とする。

［十　略］

［２　略］

七の六　自動車取得税交付金の基準額は、当該新市町村が指定都市である場合においては㈠及び㈡に定める額の合算額とし、当該新市町村が指定都市以外の市町村である場合においては㈠に定める額とする。

㈠　第三十七条の六に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち市町村道分の額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

㈡　第三十七条の六に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち国府県道分の額を道路の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。この場合における一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長、面積のうち、自動車取得税交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前指定都市以外の市町村であつた合併関係市町村については、当該按分した額を零とする。

［七の七～九の四　同上］

九の五　森林環境譲与税の基準税額は、第四十条の五に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を市町村譲与基準面積に係る額、市町村譲与基準従業者数に係る額及び市町村譲与基準人口に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の公有及び私有の林野面積、譲与基準従業者数及び譲与基準人口によつてそれぞれ按分した額の合算額とする。この場合における合併関係市町村の譲与基準従業者数及び譲与基準人口は、第四十九条第三項第三号表「林野水産行政費」に係る密度補正Ⅲに用いる密度の項の規定を準用する。

［十　同上］

［２　同上］